

給水装置工事申込・施工・管理について

説明内容

- 1 申込みの手続きについて
- 2 給水装置の施工について
- 3 給水装置の管理について

1 申込みの手続きについて

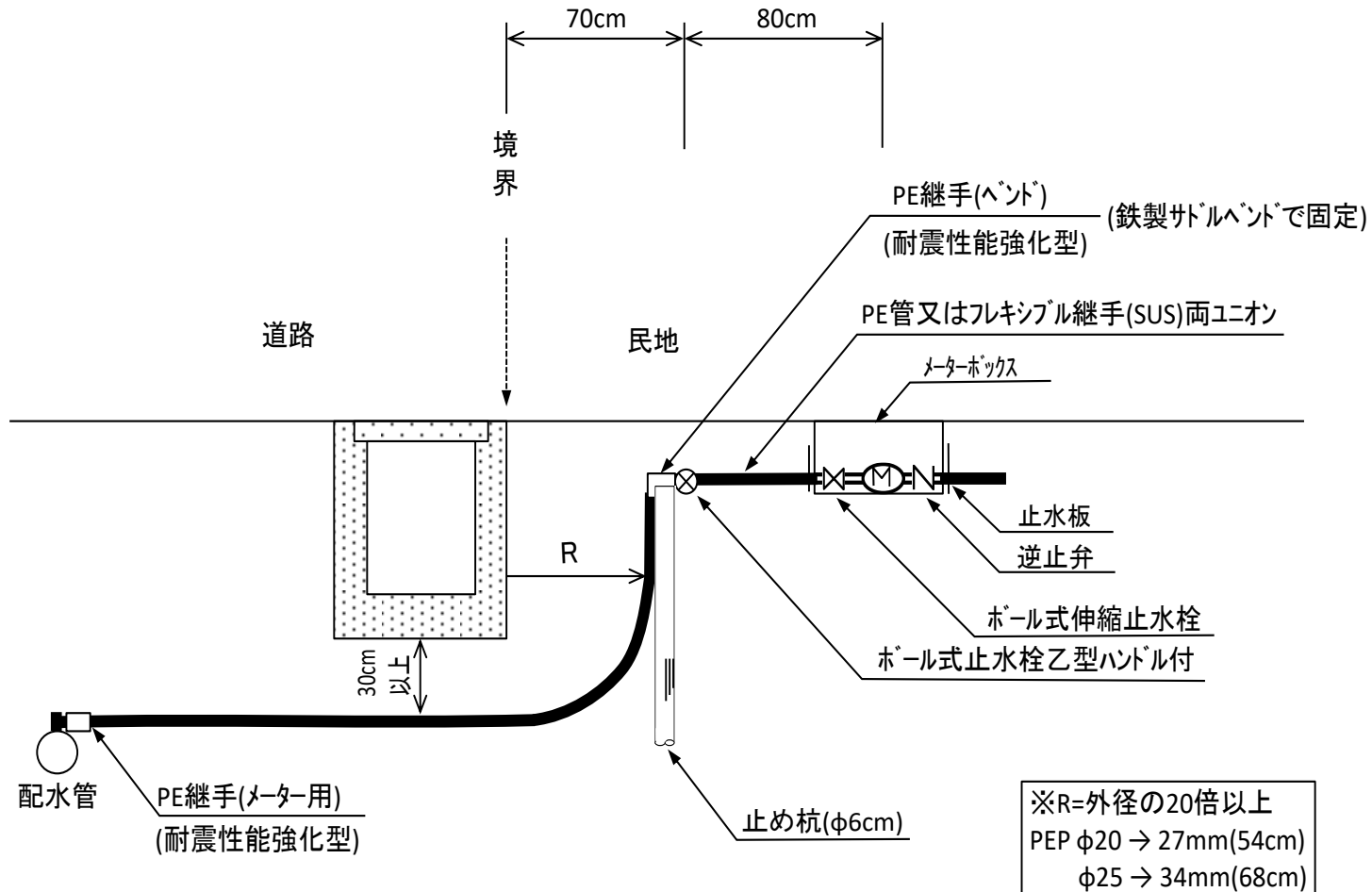
- ① 設計審査手数料3,000円、加入金は水道料金お客様センターで納付すること
- ② 加入金は減免取扱基準により免除適用される場合があるため事前に確認すること
- ③ 土地等権利者の同意が必要な場合、同意書欄に記入押印すること
- ④ 申込者が前申込者と違う場合、所有者変更届を提出すること
- ⑤ 工事着手日は土日を除き申込日を含め5日後とすること

2 給水装置の施工について

- ① メーターの位置は、官民境界から1.5 m以内で検針、交換及び修理が容易に出来る場所とすること
- ② 給水引込みは1敷地1引込みとし、不要なものは閉栓すること
- ③ メーター前後に鉛管がある場合、ポリエチレン管等に交換すること
- ④ ポリエチレン管の継手は、耐震性能強化型を使用すること
- ⑤ 共同の給水管（口径30 mm以上）に設置する仕切弁は、合成樹脂弁（ソフトシール、キャップ式、左閉じ）を使用すること

2 給水装置の施工について

◎給水装置工事標準施工図 (例：φ13~25)



2 給水装置の施工について

- ⑥ 公道における給水管埋設に伴う埋戻し材は、クラッシャーラン（C-30）を使用すること
- ⑦ 4階以上の建物、一時的な多量使用の建物、工場、病院等を建築する場合、事前に協議のうえ受水槽を設置すること
- ⑧ 3階建物に直接給水する場合、水理計算、水圧及び誓約書を用意し事前に協議すること
- ⑨ 工事検査は、分水栓からメーターまでが対象となるため、事前に検査を予約（FAX可）すること

2 給水装置の施工について

- ⑩ 占用等申請から道路使用の許可までに3週間ほど要するため、工事期間に余裕を見込むこと
- ⑪ 地下埋設物の調査立会いを行い、事故が生じないように調整すること
- ⑫ 工事施工中は工事看板及び交通整理人を置き、トラブルが起これないように現場の安全管理に十分配慮すること
- ⑬ メーター出庫は水道メーター貸与申請書に記入押印し、水道料金お客様センターへ提出すること

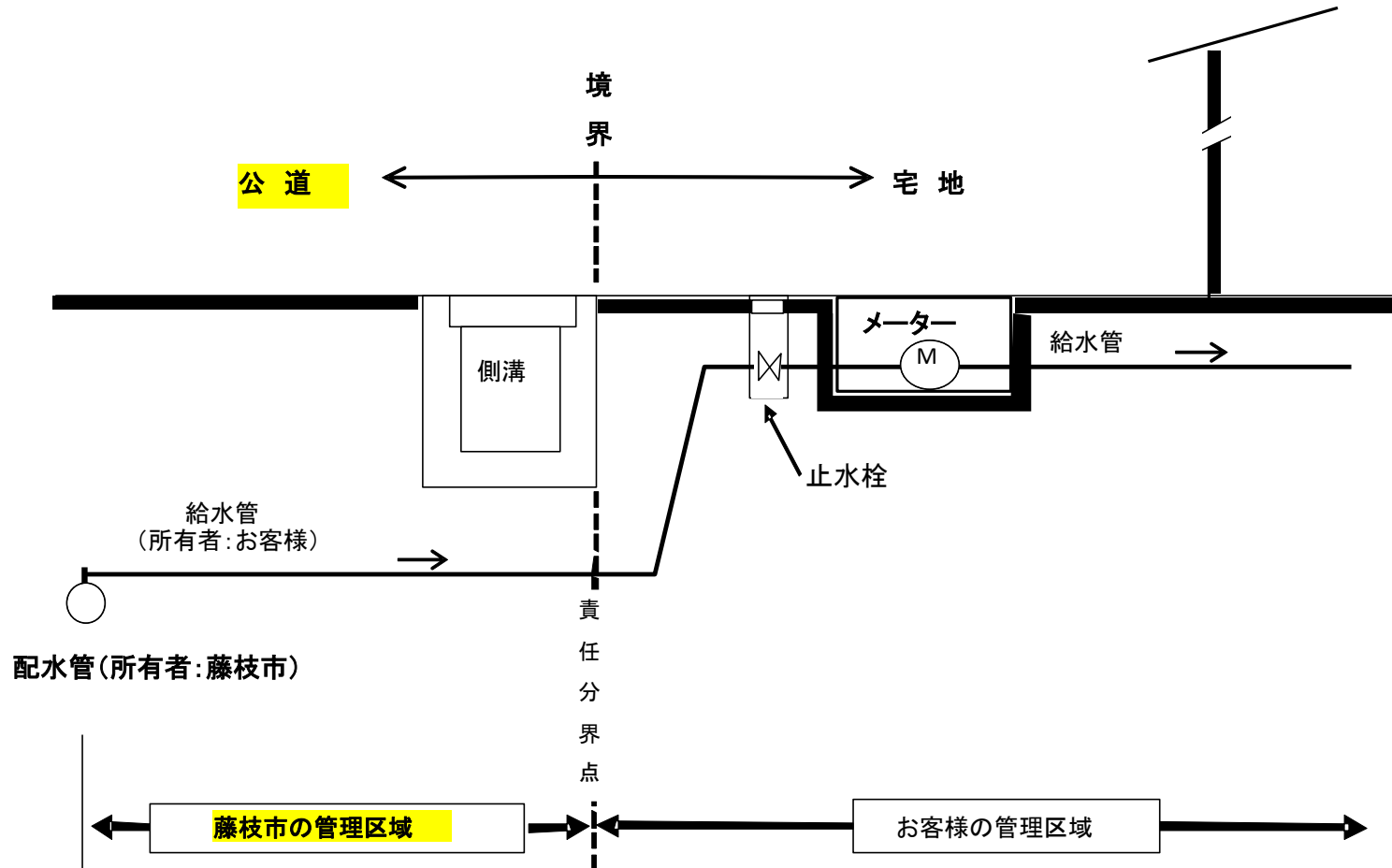
3 給水装置の管理について

- ① 給水装置工事完了後、速やかに竣工図を提出すること
- ② 給水工事の相談は、現況写真等資料を持参すること
- ③ 給水装置は所有者の財産であり、維持管理を行う義務を負う。
但し、市が行う修理は以下のとおりであること
 - ・公道上の給水管が漏水したとき
 - ・鉛管が漏水したとき
 - ・メーター交換に支障があるとき
 - ・市の起因によって給水装置が故障したとき
- ④ 出水不良の場合、所有者が工事費用を負担する。



3 給水装置の管理について

◎漏水修理の責任分界点



ご清聴ありがとうございました。



藤枝市
Fujieda City